

第32回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和6年3月18日
 告示番号 第6号
 会議年月日 令和6年3月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職

事務局長 阿部 徹
 局長補佐 佐藤 正浩
 企画係長 浅岡 栄嗣
 主 事 濱 夏海

本日の案件 第32回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後1時31分

| | |
|-----------------|---|
| 議長 | 本日の出席委員は23名であります。 定足数に達しておりますので、第32回一関市農業委員会総会を開会いたします。 なお、15番 千葉 綾雄 委員より欠席の届出がありました。 |
| 議長 | 行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。 |
| 議長 | 議案審議に入る前に、お諮りいたします。 議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) |
| 議長 | 異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に22番 佐藤 多賀幸 委員、23番 鈴木 勝 委員を指名いたします。 書記には、浅岡係長、濱主事を指名いたします。 |
| 議長 | 審議に入ります。 「報告第74号 農地専門委員会の報告について」を議題といたします。 一関市農業委員会会議規程第32条の規定により、佐藤 繁 農地専門委員会委員長に報告を求めます。 |
| 佐藤 繁 農地専門委員会委員長 | 第6回農地専門委員会の協議結果について概要を報告します。 開催日時は、令和6年3月21日 木曜日 9時55分から10時40 |

分まで、川崎農村環境改善センター4階 会議室において、出席者につきましては私ほか11名、事務局職員 阿部局長、佐藤局長補佐、濱主事で行いました。

令和5年度に行った農地パトロール（農地利用状況調査）の結果について、次のとおり報告を受けました。

7月から10月に実施した農地パトロールの実績は、調査日数のべ40日、出席委員数のべ174人、荒廃農地に係る調査筆数1,079筆、調査面積は約164.8ヘクタールでありました。

調査した農地のうち「再生利用が可能な荒廃農地」A分類と判断した農地について、今年度は2回に分けて利用意向調査を行い、1回目の調査書は昨年12月に発送済みであり、2回目の調査書は今年度中に送付するとのことでありました。

荒廃農地に係る農地法第2条第1項に規定する「農地」の該当判断については、「非農地判定予定農地一覧」により協議し、掲載された農地を非農地と判断することについて、可と決定されました。

そのほか、地方税法第381条第7項を援用した登記の地目変更申出について事務局より説明がありました。

また、相続手続きに関する研修会の開催については、衛星画像等を活用した非農地判定等の新しいツールの活用についてなど積極的な意見交換を行いました。

以上報告します。

議 長

以上で「報告第74号」の報告を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、「報告第74号」の報告を終わります。

次に、「報告第75号 専決処分の報告について」を議題といたします。

局 長

事務局の説明を求めます。

2ページをお開き願います。

報告第75号、専決処分の報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届け出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領第3の3の規定に基づき報告するものです。

3ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届け出に対

し、審査の結果、適法と判断し受理と決定したもので、記載の第1号から12ページの第35号までの35件、35名の方からの届け出であり、専決処分の日は令和6年3月15日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届け出に対し、農業委員会は、「速やかに届け出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届け出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届け出を受理したときは、遅滞なく受理通知書をその届け出者に交付」する、と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届け出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第75号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、報告第75号の質疑を終わります。

次に、「報告第76号 不動産取得税徴収猶予に関する適格者証明願の申請にかかる専決処分の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

13ページをお開き願います。

報告第76号 不動産取得税納税猶予に関する適格者証明願の申請にかかる専決処分の報告について、内容をご説明いたします。

不動産取得税徴収猶予に関する適格者証明願の申請について、別紙のとおり専決処分としたので、農地法関係事務処理要領の規定によりこれを報告するものです。

14ページをお開き願います。

本報告に係る申請は、千厩地域の1件です。

申請者、贈与者、徴収猶予の適用を受けようとする農地等は、記載のとおりです。

申請者は、令和5年3月27日に農地の贈与を受けたことに伴い、不動産取得税の納税猶予を受けるための適格者証明書を提出する必要があったものです。

贈与者が農業を営んでいた農地で、申請人が引き続き農業経営を行うことから要件を満たしていると判断されること、及び、証明書の提出期限が令和6年3月15日であり緊急性があったことから、一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により、会長の

| | | |
|----------|---|--|
| | | 専決処分により証明を発行したものです。専決日は、令和6年3月11日です。 |
| | | 以上で、説明を終わります。 |
| 議 | 長 | 以上で「報告第76号」の説明を終わります。 |
| | | ご質問ございませんか。 |
| 議 | 長 | 16番 及川 治雄 委員 |
| 16番 | | 事務局から緊急性との話が出ました。 |
| 及川 治雄 委員 | | 緊急性とはどのような理由ですか。 |
| 局 長 補 佐 | | 不動産取得税の申告期限が3月15日で、総会を経て提出しては間に合わないためでした。 |
| 16番 | | 間に合うとか間に合わないとかじゃなくて、1か月、2か月遅れても手続きできるじゃないですか。 |
| 及川 治雄 委員 | | 緊急性という表現はいかがなものかと思います。 |
| 局 長 補 佐 | | 緊急性という表現は誤解を招くかもしれませんが、事務処理規程8条に緊急の場合は専決できる規定があり、不動産取得税の申告期限がありやむを得ず専決したものであります。 |
| 議 | 長 | ほかにご覧いませんか。 |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | なければ、報告第76号の質疑を終わります。 |
| 議 | 長 | 次に、「報告第77号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。 |
| | | 事務局の説明を求めます。 |
| 局 | 長 | 15ページをお開き願います。 |
| | | 報告第77号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。 |
| | | これにつきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第7号までの7件9筆の現状変更届出書を受理しましたので、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4の規定に基づき報告するものです。 |
| | | なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員の方には随時現地調査により施工状況の監視指導をお願いいたします。 |
| | | 届け出に係る土地の所在地、届け出人等につきましては議案に記載のとおりですが、現状変更の理由は、耕作条件の改善のための盛土及び切土が6件、圃場に通じる管理用通路の敷設が1件と |

なっております。

今回も、試験的に千厩地域、藤沢地域の定例の現地確認において、現状変更届出があった現地の確認を実施していますので、報告いたします。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第77号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第77号の質疑を終わります。

次に、「報告第78号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

17ページをお開き願います。

報告第78号 農地法第5条許可申請書の取下願の報告について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条許可申請書の取下願出書の提出があったので、報告するものです。

本件は、千厩地域に係る取下げ2件で、同一事業者によるものです。取下願出人は、太陽光発電設備を設置するため転用申請し、令和5年11月24日の農業委員会総会で許可相当と決しましたが、事業計画時点の年間発電量の見込みに誤りがあり、改めてシミュレーションしたところ周囲の山林を伐採した際の山の高さなどに見込み誤りがあり、事業が成立しないことが判明したため、譲渡人の同意を得て許可申請書の取下願出書を提出したものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第78号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長
議 長

なければ、報告第78号の質疑を終わります。

次に、「議案第207号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

18ページをお開き願います。

議案第207号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

最初に一関地域に係る申請2件です。

第1号については、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第2号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、花泉地域に係る申請4件です。

第3号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

19 ページをお開き願います。

第4号については、貸付人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、現在も作業受託をしてきた借受人が経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けしようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和9年3月31日までの3年間で、賃借料は物納となっております。

第5号については、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、実際の耕作者である譲受人が経営規模拡大のため売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第6号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態であることから、親類である譲受人が経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

次に、大東地域に係る申請6件です。

20 ページをお開き願います。

第7号については、譲渡人と譲受人は親子の関係にあり、譲渡人が高齢により耕作管理できない状態であることから、実際の耕作者で後継者である譲受人が生前一括贈与により農地を取得しようとするものです。

20 ページから 21 ページをお開き願います。

第8号から第12号については、譲渡人と譲受人は親戚の関係にあり、それぞれの譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態であることから、実際の耕作者である譲受人がそれぞれの共有名義の持分12分の1を贈与により取得しようとするもの

です。

22 ページをお開き願います。

次に、東山地域に係る申請 2 件です。

第 13 号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が居宅と一緒に新たに農地を取得し、耕作しようとするもので、売買金額は土地建物を含み、記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、トマト、きゅうり、玉ねぎ、白菜を作付けする営農計画書を提出しております。

第 14 号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、近隣に居住している譲受人が、居宅に隣接する農地を新たに売買により取得し、耕作しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。なお、譲受人は農家ではありませんが、トマト、だいこん、白菜、枝豆、きゅうりを作付けする営農計画書を提出しております。

次に、室根地域に係る申請 1 件です。

第 15 号については、譲渡人が遠方に居住しており、耕作管理できない状態にあることから、譲受人が経営規模拡大のため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

23 ページをご覧ください。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第 16 号については、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、譲渡人が労力不足により耕作管理できない状態にあることから、近隣の自己所有農地を耕作している譲受人があわせて一体的に管理するため、売買により農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

以上、16 件の申請は、いずれの申請についても農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第 207 号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第 3 条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和 6 年 3 月 12 日、火曜日、午後 9 時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、そして私 山本 と農地利用最適

議 長

11 番
山本 佳範 委員

議 長

10番
佐藤 和幸 委員

化推進委員 渡邊委員、佐々木委員、事務局職員 千葉主任主事、農政推進課 及川主事でございます。

報告内容、第1号から第2号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年3月11日、月曜日、午前9時30分より行いました。調査員、農業委員 私 佐藤 と農地利用最適化推進委員 佐々木委員、千葉委員 支所職員 千葉主任主査であります。

報告内容、第3号から第6号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

21番
畠山 潔 委員

す。

ありがとうございます。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年3月11日、月曜日、午後1時30分より、調査員 農業委員 私 畠山 と農地利用最適化推進委員の佐々木委員、菅原委員、支所職員 佐藤主事と行いました。

報告内容、第7号から第12号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

24番
鈴木 弘也 委員

す。

以上報告します。

ありがとうございます。

次に、東山地域の担当委員の方、報告をお願いします。

東山地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和6年3月11日、月曜日、午前10時より、現地調査員、農業委員 佐藤委員、私 鈴木 と農地利用最適化推進委員 千葉委員、渡辺委員、小野委員、支所職員 佐藤農林係長、菊池主事で行いました。

報告内容、第13号から第14号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました

議 長
12番
藤原 美喜男 委員

結果、いずれも効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

調査日、令和6年3月11日、月曜日、午前9時より、調査員につきましては農業委員としては、千葉委員 私 藤原、農地利用最適化推進委員 岩渕委員、支所職員 千葉会計年度任用職員で行いました。

報告内容、第15号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

藤沢地域の農地法第3条現地調査の報告をいたします。

議 長
13番
佐藤 和威治 委員

調査日、令和6年3月11日、月曜日、午前8時45分より、調査員につきましては農業委員としては、私 佐藤、農地利用最適化推進委員 畠山委員、佐藤委員、支所職員 阿部主事で行いました。

報告内容、第16号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査いたしました結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

以上です。

ありがとうございます。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長
議 長
議 長

なければ、審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第207号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長
議 長
局 長 補 佐

挙手満場と認めます。

よって、「議案第207号」を可と決めます。

次に、「議案第208号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

24 ページをお開き願います。

議案第 208 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第5条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

最初に、大東地域に係る申請2件です。

第1号は、譲受人が自己住宅を建築するため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

第2号は、借受人が既存店舗の建替及び駐車場の拡張をするため転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第3号は、譲受人が駐車場を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第1種農地と判断しましたが、既存施設の1/2以内の拡張であるため、不許可の例外規定に該当すると考えられます。

25 ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請1件です。

第4号は、譲受人が資材置場を整備するため、転用申請するものです。

農地区分は、第2種農地と判断しました。

なお、各申請の権利の種別や金額は記載のとおりです。

以上、4件につきましては、農地転用許可基準から、転用することはやむを得ないと判断されるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「議案第208号」の説明を終わります。

「議案第208号」の説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

21番

大東地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

畠山 潔 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

〔報告内容〕 別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、JR摺沢駅から南に約600mの位置にあり、北側が雑種地及び道、東側が山林、南側は道、西側は農地及び雑種地となっている。

申請人が自己住宅等を建築する計画であり、排水は合併処理浄化槽を設置することから、周辺農地に影響はない。

〔第2号〕 申請地は、JR摺沢駅から東に約1.1kmの位置にあり、北側は宅地、東及び西側は宅地、南側は道となっている。

申請者がコンビニ店舗等を整備する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

議 長

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

5番

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

佐藤 繁 委員

調査日、令和6年3月11日、月曜日、午前9時30分より、調査員につきましては農業委員としては、千田委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 遠藤委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第3号〕 申請地は、JR小梨駅から北に約3.1kmの位置にあり、周囲は北側及び南側が宅地、東側が市道、西側が山林及び宅地となっている。

申請人が駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみで隣接する側溝に流すことから周辺農地に影響はない。

以上です。

議 長

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

13番

藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

佐藤 和威治 委員

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第4号〕 申請地は、藤沢支所から北西に約4.4kmの位置にあり、周囲は北、東及び西側は山林、南側は山林及び市道となっている。

申請人が資材置場、駐車スペース、進入通路を整備する計画で

議 長

あり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。
以上です。

議 長
9 番
畠山 信吾 委員

ありがとうございました。
以上で現地調査の結果報告を終わります。
審議願います。

局 長 補 佐

9 番 畠山 信吾 委員
第2号の土地利用状況図の地目の確認をお願いします。
24-2には、既存店舗がありますが地目は田でよろしいでしょ
うか。

議 長

お答えします。
土地利用状況図の地目の記載誤りで宅地でございました。
大変失礼しました。

議 長

ほかにございませんか。
(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
「議案第208号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に
対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。
よって、「議案第208号」を許可相当と決します。

局 長 補 佐

次に、「議案第209号 農地転用事業計画変更申請に対する意
見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

26 ページをお開き願います。

議案第 209 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見につい
て、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったの
で、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、大東地域の1件です。

第1号は、転用事業者が自己住宅を建築するため平成21年4
月15日付けで転用許可を受けていましたが、親族の施設入所等
により、建築資金の確保が困難になり、その後転用事業者が死亡
し、事業計画の遂行ができなくなったため、農地として譲渡する
ことにしたものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第209号」の説明を終わります。
審議願います。

(なしの声あり)

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。
「議案第209号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第209号」を許可相当と決します。

議 長

次に、「議案第210号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長 補 佐

27 ページをお開き願います。

議案第 210 号 一関市農用地利用集積計画の決定について、内容をご説明いたします。

一関市農用地利用集積計画について、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき議決を求めるものです。

28 ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、貸借権設定が 92 件、所有権移転が 3 件、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式が 12 件、集団案件一括方式が 57 件です。

最初に貸借権設定ですが、

第 1 号から 47 ページの第 40 号までの 40 件は、一関地域に係る申請です。

第 41 号から 62 ページ・63 ページの第 72 号までの 32 件は、花泉地域に係る申請です。

第 73 号から 65 ページの第 79 号までの 7 件は、大東地域に係る申請です。

66 ページをお開き願います。

第 80 号は、千厩地域に係る申請です。

第 81 号から 68 ページ第 86 号までの 6 件は、東山地域に係る申請です。

第 87 号から 69 ページ第 88 号までの 2 件は、室根地域に係る申請です。

第 89 号は、川崎地域に係る申請です。

70 ページをお開き願います。

第 90 号から第 92 号までの 3 件は、藤沢地域に係る申請です。

71 ページをお開き願います。

次に、所有権移転ですが、

第 1 号は、一関地域に係る申請です。

第 2 号から 72 ページ第 3 号までの 2 件は、藤沢地域に係る申請です。

73 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で個別案件一括方式です。

第 1 号から 75 ページ第 4 号までの 4 件は、一関地域に係る申請です。

第 5 号から 76 ページ第 7 号までの 3 件は、花泉地域に係る申請です。

第 8 号は、東山地域に係る申請です。

77 ページをお開き願います。

第 9 号は、室根地域に係る申請です。

第 10 号から第 11 号までの 2 件は、川崎地域に係る申請です。

78 ページをお開き願います。

第 12 号は、藤沢地域に係る申請です。

79 ページをお開き願います。

次に、農地中間管理機構との貸借で集団案件一括方式です。

第 1 号から 92 ページ第 57 号までの 57 件は、一関地域に係る申請です。

以上、各申請の詳細については記載のとおりです。

また、計画の内容は、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合しているものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第210号」の説明を終わります。

なお、〔農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式）〕 第 7 号について、22 番 佐藤 多賀幸 委員が農業委員会等に関する法律第31条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

（なしの声あり）

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

（異議なしの声あり）

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

| | | |
|---------|---|---|
| | | 「議案第 210 号 一関市農用地利用集積計画の決定について」を [農地中間管理事業関係（個別案件一括方式）] 第 7 号を除き 可と決する方は挙手願います。 (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 よって「議案第210号 [農地中間管理事業関係（個別案件 一 括方式)] 第 7 号を除き可と決します。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第 210 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一 括方式)] 第 7 号について審議いたします。 22 番 佐藤 多賀幸 委員は退室願います。 (午後 2 時 19 分 退室) |
| 議 | 長 | 審議願います。 (なしの声あり) |
| 議 | 長 | 審議を打切り採決してよいかお諮りいたします。 (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | 異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第 210 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方 式)] 第 7 号について、可と決する方は挙手願います。 (挙手満場) |
| 議 | 長 | 挙手満場と認めます。 よって、「議案第 210 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方式)] 第 7 号を可と決します。 22 番 佐藤 多賀幸 委員は入室願います。 (午後 2 時 21 分 入室) |
| 議 | 長 | 22 番 佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。 「議案第 210 号」[農地中間管理事業関係（個別案件 一括方 式)] 第 7 号は可と決しました。 |
| 議 | 長 | 次に、「議案第211号 農用地利用集積等促進計画作成の要請 について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。 |
| 局 長 補 佐 | | 93ページをお開き願います。 議案第211号 農用地利用集積等促進計画作成の要請につい て、内容をご説明いたします。 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基 づき、農地中間管理機構に対し、別紙案による農用地利用集積等 促進計画策定を要請することについて議決を求めるものです。 94ページをお開き願います。 |

| | | |
|------|---|--|
| | | <p>本議案に係る申請は、貸借の移転が3件です。 第1号は、花泉地域に係る申請です。 第2号から第3号までの2件は、一関地域に係る申請です。 申請の内容については記載のとおりです。また、受け手の判断要件となる「地域との調和要件」につきましては、書類等確認の結果十分満たしております。 以上で説明を終わります。</p> |
| 議 | 長 | <p>以上で「議案第211号」の説明を終わります。 審議願います。</p> |
| | | (なしの声あり) |
| 議 | 長 | <p>ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。</p> |
| | | (異議なしの声あり) |
| 議 | 長 | <p>異議なしとのことです。審議を打切り採決いたします。 「議案第211号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について」を可と決する方は挙手願います。</p> |
| | | (挙手満場) |
| 議 | 長 | <p>挙手満場と認めます。</p> |
| | | よって「議案第211号」を可と決します。 |
| 議 | 長 | <p>次に、「議案第212号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を議題といたします。</p> |
| | | 事務局の説明を求めます。 |
| 局長補佐 | | <p>95ページをお開き願います。 議案第212号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について、内容をご説明いたします。</p> |
| | | <p>次のとおり、農地法の適用外証明願の提出があったので、可否についての決定を求めるものです。 本議案に係る申請は2件で、大東地域1件、室根地域1件です。</p> |
| | | <p>いずれの案件も、農地以外となってから20年以上が経過しており、農地として復旧することが困難となっていることから、農地性は失われております。</p> |
| | | 以上で、説明を終わります。 |
| 議 | 長 | <p>以上で「議案第212号」の説明を終わります。 ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。 最初に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> |

21番
畠山 潔 委員

大東地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。
現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第1号〕 申請地は、JR摺沢駅から東に約1.1kmの位置にあり、周囲は北側が県道、東側が宅地、南側が農地及び宅地、西側が宅地となっている。

平成6年頃から平成16年頃までの間は展示場として、その後は駐車場として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番
藤原 美喜男委員

室根地域の農地法適用外現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

〔第2号〕 申請地は、JR新月駅から南に約1.1kmの位置にあり、周囲は北及び西側が農地、東側が現況山林、南側が現況雑種地となっている。

昭和57年頃から堆肥舎として、酪農休止後は農機具格納庫として利用しており、既に農地性は失われている。

以上です。

議 長

以上で現地調査の結果報告を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

ないようですので、審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第212号 農地法の適用外であることの証明願に対する可否について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第212号」を可と決します。

議 長

次に、「議案第213号 土地改良法第3条の規定による組合員

局長補佐

資格の交替承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

96ページをお開き願います。

議案第213号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について、内容をご説明いたします。

土地改良法第3条第2項前段及び同法施行規則第4条第1項の規定により申出があったので、同法施行令第1条の5の規定に基づいて承認を求めるものです。

97ページをお開き願います。

本議案に係る申請は、室根地域の2件です。

新資格者は、土地改良事業に参加するため、自己の所有農地に係る土地改良事業の参加資格を、現資格者である当該農地の耕作者との交替により取得しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

議長

以上で、「議案第213号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第213号 土地改良法第3条の規定による組合員資格の交替承認について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第213号」を可と決します。

議長

次に、「議案第214号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局長補佐

議案第214号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の農地の該当判断について、内容をご説明いたします。

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査要領に基づき、農地・非農地の判断を求めるものです。

99ページをお開き願います。

この一覧は、先に農地専門委員長報告がございました農地パトロールの結果、B分類再生困難と判定された農地について、関係部署と協議のうえ、非農地対象として支障がないと判断した農地について、さらに所有者等への文書確認を行い、今後も農地とし

て管理するとの申出があった農地を除いたものです。

なお、農地専門委員会後に、今後も農地として管理するとの申出がございまして、一覧から除外したため、農地専門委員会資料よりは筆数が減っておりますことをご了承願います。

1番から104ページ172番までの172筆は、一関地域分です。

173番から106ページ248番までの76筆は、花泉地域分です。

249番から270番までの22筆は、大東地域分です。

271番から109ページ368番までの98筆は、千厩地域分です。

369番から370番までの2筆は、東山地域分です。

371番から110ページ383番までの13筆は室根地域分です。

384番から111ページ440番までの57筆は川崎地域分です。

441番から118ページ672番までの232筆は藤沢地域分です。

合計、672筆について非農地の判断を求めるものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第214号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第214号 荒廃農地に係る農地法第2条第1項の「農地」の該当判断について」を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第214号」を可と決します。

議 長

以上で議案審議が終了いたしました。

第32回一関市農業委員会総会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

(午後2時40分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員